

随意契約の結果

【平成29年3月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構中部支社

工事、業務又は物品購入等契約 の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
錦中央ビル事務所賃貸借契約	契約担当役 中部支社長 伊藤 功 愛知県名古屋市中区錦 3－5－ 2 7	平成29年3月21日	堤地所（株） 富山県富山市中央通り 1－ 6－8	117,710,100円	117,710,100円	100.0%	当該契約は、中部支社の所在するビルの事務所の賃 貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適で あると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結し たものであり、引き続き当該物件を事務所とすること が業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第 3項第1号の規定に基づき、当該法人と随意契約を行 ったものである。	#N/A				
募集チラシ版下制作及び折込業 務（H 2 9 年 3 月 4 日・1 0 日 折込分）	分任契約担当役 中部支社 総務部長 畔柳 健二 愛知県名古屋市中区錦 3－5－ 2 7	平成29年3月3日	（株）電通名鉄コミュニ ケーションズ 愛知県名古屋市中村区椿町 6－9	4,501,548円	4,053,097円	90.0%	本業務は空家賃貸住宅のP R 業務である。実施に当 たっては、当該業務に精通していることが必要なこと から、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者 を対象として企画競争方式によることとし、平成28年3 月の企画競争の結果選定された者と、随意契約を行っ たものである。（応募者数7者）	#N/A				
U R 賃貸ショップ高蔵寺事務所 賃貸借契約	分任契約担当役 中部支社 総務部長 畔柳 健二 愛知県名古屋市中区錦 3－5－ 2 7	平成29年3月4日	高蔵寺ニュータウンセン ター開発（株） 愛知県春日井市中央台 2－ 5	2,220,048円	2,220,048円	100.0%	本契約は、募集案内業務を行うための事務所賃貸借契 約である。当該事務所は、高蔵寺ニュータウンの中心 に位置しており、交通アクセスも良く、募集業務を行 う上で、利便性等諸条件を満たすものであることか ら、引き続き随意契約を行ったものである。	#N/A				
平成 2 9 ・ 3 0 年度住宅管理報 「こたち」企画編集及び版下作 成業務	契約担当役 中部支社長 伊藤 功 愛知県名古屋市中区錦 3－5－ 2 7	平成29年3月1日	山下企画 愛知県日進市栄 2－1 3 0 4 グローリアスヒルズ日 進 3－8 0 1	11,442,600円	10,566,288円	92.3%	本業務は、住まいに関する情報等を提供するために 賃貸住宅居住者へ配布しているタブロイド版の冊子 を作成する業務である。本業務の実施に当たっては、技 術的に高度な知識と豊かな経験が必要とすることか ら、企画提案競技により業者の選定を行った。 当該業者は、技術力、業務経験、業務に臨む体制な どを含めた企画提案競技において、総合的に最も優れた 提案を行った者として特定されたことから、随意契 約を行ったものである。	#N/A				
H 2 9 入居者募集パンフレット 版下制作業務	分任契約担当役 中部支社 総務部長 畔柳 健二 愛知県名古屋市中区錦 3－5－ 2 7	平成29年3月21日	（株）電通名鉄コミュニ ケーションズ 愛知県名古屋市中村区椿町 6－9	2,089,800円	1,555,200円	74.4%	本業務は空家賃貸住宅のP R 業務である。実施に当 たっては、当該業務に精通していることが必要なこと から、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者 を対象として企画競争方式によることとし、平成28年3 月の企画競争の結果選定された者と、随意契約を行っ たものである。（応募者数7者）	#N/A				
H 2 9 地下鉄名城線久屋大通駅 車内アナウンス広告出稿等業務	分任契約担当役 中部支社 総務部長 畔柳 健二 愛知県名古屋市中区錦 3－5－ 2 7	平成29年3月31日	（株）富士エージェンシー 愛知県名古屋市中北区駒止町 1－8	3,240,000円	3,214,080円	99.2%	本業務は空家賃貸住宅のP R 業務である。当該業者 は、名古屋市中から当該業務の委託を受けた唯一の業者 であり、U R 名古屋営業センターは名古屋地下鉄 名城線久屋大通駅に存在するため、当該センターの P R として効果的であることに加え、地下鉄利用者に対 し車内アナウンス広告によるすり込み効果が期待でき ると判断したことから、会計規程第51条第3項第1号 の規定に基づき、随意契約を行ったものである	#N/A				